

リ ー ダ ー		設 計		校 合	
------------------	--	--------	--	--------	--

~~設計書~~
 令和 6 年 度 委 託 仕 様 書

- 1 委 託 名 川越市保健所緊急通報受理業務委託（単価契約）

 2 施 行 場 所 川越市大字小ヶ谷 8 1 7 番地 1
 3 積 算 原 価 (単 価) 円
 4 予 定 支 出 額 (単 価) 円 (税込)
 5 委 託 大 要

休日及び夜間に市民等からの保健、衛生等に関する電話での相談、連絡等 を受理し、市の担当者への連絡又は関係機関等の電話番号案内を行うことを 委託するものである。 また、見積は月 10 件を想定した受理業務の 1 件当たりの単価とする。

- 6 施 行 理 由

休日及び夜間における電話連絡体制を確保するため。

川越市保健所緊急通報受理業務委託（単価契約）仕様書

1 目的

本業務委託は、休日及び夜間における市民等からの保健、衛生等に関する電話での相談、連絡等に迅速、かつ的確に対応するため、一元的に連絡の受理を行い、市民サービスの向上に努めることを目的とする。

2 委託対象施設

川越市大字小ケ谷 8 1 7 番地 1

3 委託期間

令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで（1 年・1 2 箇月）
（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

4 支払方法 毎月払い

5 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ 1 件当たりの単価（税抜き）を記載してください。

6 委託業務の内容

休日及び夜間における市民等からの電話での相談、連絡を受理し、市の担当者に取り次ぐ。

なお、一部の情報については番号を案内する。市民等からの想定される相談、連絡については次のとおり。

- ・新型コロナウイルス感染症、ワクチンに関する相談
- ・その他感染症や食中毒、飲料水の汚染などの発生通知
- ・犬、猫の引き取り、捕獲の依頼等の処理、連絡 など

7 提出書類

受注者は、業務着手前に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務委託実施計画書
- (2) 業務従事者名簿 ※個人情報を取り扱う従事者を把握するため
- (3) その他市指定のもの

8 業務日及び業務時間

委託期間中の休日及び夜間

なお、休日及び夜間とは次のとおりとする。

- ・休日

土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 2 月 2 9 日から翌

- 年の1月3日までの日の8時30分から17時15分まで
- ・夜間
- 17時15分から翌日の8時30分まで

9 日々の提出物について

- (1) 日々の受理状況については、翌朝9時までに業務記録簿（様式自由。参考様式1）を提出（FAX可）すること。また、送付の際は合計何件送付したかを併せて連絡すること。
- (2) 毎月の受理状況については、委託業務実施報告書（業務委託料請求の際）を提出すること（参考様式2等を活用可）。
- (3) 業務期間全体の受理状況については、期間終了後1月以内に報告書（様式自由。参考様式2）を提出すること。日々の受理状況については、翌朝9時までに業務記録簿（様式自由。参考様式1）を提出（FAX可）すること。送付の際は合計何件送付したかを併せて連絡すること。

10 受理想定件数

1年間の想定件数を年間約120件とする。

なお、当該受付数は、令和4年4月～令和6年3月までの実績より算定した件数は年間約360件であるが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類感染症に移行した等の理由により減少していることを踏まえ、月10件程度と積算するものとする。

但し、この想定件数は、さらなる流行やその他新たな感染症等が流行した場合増加することも考えられる。したがって、この件数の保証はできないものとする。

※参考 直近1年間受付：最小月1件、最大月7件

11 月額基本料

委託料の支払いについては、設備費及び教育研修費等の必要経費を保障するため、月額基本料を設けることとする。その算定方法は以下のとおりとする。

月額基本料（税抜き）＝見積単価×2400%（過去1年間最小月件数－10件分を保障）

なお、月額基本料について、契約期間の都合により支払対象月が1か月に満たない場合は、当該支払月の日割りとする。

12 委託金の支払い

委託金は月額払いを基本とし、「該当月の受理件数に契約金額を乗じた額」に「月額基本料」を加え、それに消費税を加えた額を支払うものとする。

1 3 その他の事項

- (1) 連絡、通報を受理する場合、「川越市保健所緊急電話」と呼称すること。
- (2) 業務を行うに当たり、連絡受理用の回線を1回線以上設けること。
- (3) 本業務受託後、速やかにマニュアルを作成し、業務を行う者に対する研修を実施すること。
- (4) 業務を行う場所は任意に設置すること（川越市内又は川越市近隣とする）。なお、市の施設等は使用できないものであること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議し、定めることとする。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。
- (7) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
- (8) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

参考様式1 川越市保健所 緊急通報 業務記録簿

川越市保健所長 あて 電話049-227-5101 FAX049-224-2261		業者名	
		担当者名	
受付月日 受付時刻	年 月 日 () 時 分		
相手方	<input type="checkbox"/> 市民	氏名	
	<input type="checkbox"/> 行政機関	(施設名称)	
	<input type="checkbox"/> 医療機関	住所	
	<input type="checkbox"/> その他	連絡先	
相談内容 (複数 選択可)	<input type="checkbox"/> 犬、猫に関すること		
	<input type="checkbox"/> その他の動物等に関すること		
	<input type="checkbox"/> 害虫等の苦情・相談に関すること		
	<input type="checkbox"/> 食中毒に関すること		
	<input type="checkbox"/> 食品に関する苦情・相談に関すること		
	<input type="checkbox"/> コロナウイルスワクチンに関すること		
	<input type="checkbox"/> コロナウイルスに関すること		
	<input type="checkbox"/> その他感染症に関すること		
<input type="checkbox"/> 健康被害（光化学スモッグ他）に関すること			
<input type="checkbox"/> 精神障害に関すること			
<input type="checkbox"/> 検査（検便・結核・エイズ・食品・飲料水）に関すること			
<input type="checkbox"/> その他			
(具体的内容)			
電話後 の対応	<input type="checkbox"/> 担当者に連絡	<input type="checkbox"/> 他の機関等を案内	
	時 分 第 位 氏へ連絡	<input type="checkbox"/> 埼玉県精神科救急センター <input type="checkbox"/> 西部環境管理事務所 <input type="checkbox"/> 川越市役所 <input type="checkbox"/> 川越警察署 <input type="checkbox"/> 収集管理課 <input type="checkbox"/> その他 ()	
備 考	(電話後の詳細な対応など)		
送信時刻	時 分	送信先	川越市保健所 保健総務課

